平成２７年（フ）第１０９号
福井県鯖江市幸町１丁目５番地22鯖江ビル４Ｆ
破産者　デジタルアーク株式会社
1　決定年月日　平成27年８月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２０号
静岡市清水区高橋３丁目９番41号
破産者　株式会社鈴友
1　決定年月日　平成27年８月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第４号
兵庫県豊岡市中央町18番25号
破産者　ふじい不動産株式会社
1　決定年月日　平成27年８月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２６年（フ）第２０６号
釧路市鳥取南７丁目１番20号
破産者　山六北栄食品株式会社
1　決定年月日　平成27年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所

平成２６年（フ）第２０７号
釧路市阿寒町阿寒湖温泉３丁目１番10号
破産者　有限会社福田食品
1　決定年月日　平成27年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所

平成２６年（フ）第６８７号
広島県東広島市八本松東６丁目12番７号
破産者　株式会社もくゆうか
1　決定年月日　平成27年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

破産手続終結

平成２７年（フ）第３８号
福井市若杉浜３丁目715番地
破産者　有限会社金沢建設
1　決定年月日　平成27年８月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第５９２号
東京都葛飾区東四つ木４丁目２番６号イーストフォーリーフ303、破産手続開始決定時の住所東京都調布市緑が丘２―19―46ビューテラス101
破産者　柿崎由香利（破産手続開始決定時の姓荒川）
1　決定年月日　平成27年８月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２６年（フ）第９４０号
神戸市兵庫区浜崎通１番39号　インペリアルビル202、開始決定時の住所神戸市兵庫区鵯越町８番３号（従前の住所）兵庫県尼崎市尾浜町２丁目29番13号
破産者　三福商店こと　窪田　峰子
1　決定年月日　平成27年８月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２６号
兵庫県美方郡香美町香住区香住812番地の１
破産者　長谷川繁士
1　決定年月日　平成27年８月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２７年（フ）第４号
広島県呉市押込４丁目18番４号
破産者　山川　貴志
1　決定年月日　平成27年８月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所呉支部

平成２６年（フ）第３１０号
大分市大字奥田819番地の１（プリムール604）
破産者　上野由美枝（開始決定時の姓戸田）
1　決定年月日　平成27年８月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第３７１号
大分市三佐４丁目12番２号
破産者　河村　欣一
1　決定年月日　平成27年８月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２６年（フ）第５１１号
大阪府岸和田市流木町990番地の５
破産者　藤原一二三（旧姓阪本）
1　破産債権の届出期間　平成27年９月16日まで
2　一般調査期日　平成27年11月２日午後１時30分
平成27年８月17日
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第１２７号
福井県越前市中央１丁目２番５号
破産者　長坂　晃男
1　破産債権の届出期間　平成27年９月17日まで
2　一般調査期日　平成27年10月６日午前11時10分
平成27年８月17日
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第４０４５号
大阪府守口市大久保町５―76―12、住民票上の住所大阪府守口市大久保町５丁目84番１号
破産者　谷　　典人
1　破産債権の届出期間　平成27年９月18日まで
2　一般調査期日　平成27年10月26日午後２時30分
平成27年８月18日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４６５４号
大阪府東大阪市新庄西１番12号
破産者　株式会社ライスネットワーク
1　破産債権の届出期間　平成27年９月18日まで
2　一般調査期日　平成27年10月29日午後２時
平成27年８月19日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２０６９号
大阪市西成区南津守２丁目４番３―805号
破産者　吉本製作所こと　吉本　卓史
1　破産債権の届出期間　平成27年９月18日まで
2　一般調査期日　平成27年10月26日午後２時30分
平成27年８月18日
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算終結

平成２７年（ヒ）第３００５号
大阪市阿倍野区阿倍野筋３丁目10番１号
清算株式会社　シャンテ株式会社
1　決定年月日　平成27年８月18日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（ヒ）第４号
広島県福山市新市町大字宮内1041番地３
清算株式会社　株式会社プレッド
代表清算人　元石　忠章
1　決定年月日　平成27年８月17日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
広島地方裁判所福山支部